I 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の目的

情報化社会の進展により、様々な情報が大量かつ迅速に流通し、私たちの社会 生活に多くの利便性をもたらしてくれました。しかし、その反面で、自分の情報 が知らないうちに不適正な取扱いをされているのではないかという不安感やプラ イバシーの侵害のおそれがあります。

このことから、和歌山県では、個人情報を適正に取り扱う上で守るべきルールを定め、県の保有する個人情報について開示、訂正及び利用停止請求を求める権利を明らかにする等した「和歌山県個人情報保護条例」(以下「条例」という。)を制定し、令和4年度まで条例に基づく個人情報保護制度を運用していました。

令和5年度からは従来、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体等でそれ ぞれ分かれていた規律が個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)に 一本化され、法に基づく全国共通ルールの個人情報保護制度が運用されています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 個人情報とは

「個人情報」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。また、個人番号(マイナンバー)をその内容に含む個人情報を「特定個人情報」といいます。

ア 個人の氏名、住所、生年月日、職業など個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報を含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 実施機関

条例において「実施機関」とは、条例に基づき個人情報保護制度を実施する機関で、以下の15機関(※1)がこれに当たります。

知事、議会、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、 警察本部長、県が設立した地方独立行政法人(※2)並びに和歌山県住宅供給 公社及び和歌山県土地開発公社(以下「地方公社」という。)

- ※ 1 令和 5 年度からは、議会は法の対象外。地方公社は法に基づく民間事業者のルールを適用。
- ※2 現在、公立大学法人和歌山県立医科大学(以下「県立医科大学」という。) が該当。令和5年度からは、県立医科大学における個人情報の取扱いにつ いては、法に基づき民間の大学や病院と同じルールを適用。

(3) 実施機関が取り扱う個人情報の保護

ア収集の制限

個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ適正な方法により収集しなければなりません。なお、原則として、本人から収集します。

また、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する要配慮個人情報は、原則として、収集することができません。

イ 適正な管理

個人情報取扱事務の目的に必要な範囲内で、保有個人情報が事実と合致するよう努めるとともに、漏えい、滅失又はき損等の防止、その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

また、保有する必要がなくなった保有個人情報は、確実かつ速やかに廃棄又は消去します。

ウ職員等の義務

実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。なお、職員であった者も同様です。

エ委託に伴う措置

個人情報取扱事務を外部に委託するときは、委託先において、個人情報の保護に関し必要な措置を講じます。

オ利用及び提供の制限

原則として、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供しません。

また、原則として、通信回線を用いた電子計算機等の結合(オンライン結合)による実施機関以外への保有個人情報の提供は行いません。

カ特定個人情報の利用及び提供

特定個人情報は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときを除き、目的以外の目的のために実施機関内部で利用しません。

また、特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、実施機関以外のものに提供しません。

キ 個人情報ファイル簿の作成及び公表

個人情報ファイルを保有する場合、当該個人情報ファイルの名称や目的及び記録項目等を記載した個人情報ファイル簿を作成及び公表します。

(4) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求等

ア 保有個人情報開示請求

何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有している自己を本人とする保有個人情報について開示請求をすることができます。

開示請求のあった自己を本人とする保有個人情報は、原則として開示しますが、以下に掲げる情報については、開示することはできません。

- (7) 法令秘情報
- (イ) 開示請求者以外の個人に関する情報
- (ウ) 法人等情報
- (I) 公共安全等情報
- (1) 審議検討等情報
- (カ) 事務事業情報
- (キ) 評価等情報
- (1) 未成年者及び成年被後見人に関する情報
- イ 口頭による開示請求 (簡易開示)

実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、口頭による開示請求をすることができ、また、当該請求に対しては、直ちに開示します。

ウ 保有個人情報訂正請求

開示を受けた自己の個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その個人情報の訂正請求をすることができます。

工 保有個人情報利用停止請求

開示を受けた自己の個人情報が、収集の制限、利用及び提供の制限等に違 反して不適正に取り扱われていると思料するときは、当該個人情報の利用の 停止、消去又は提供の停止を請求することができます。

才 審査請求

実施機関が行った開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する決定に不服があるときは、当該実施機関に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。審査請求を受けた実施機関は、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、審議会から諮問に対する答申を受け、当該答申を尊重し、審査請求に対する裁決を行います。

なお、審議会は、優れた識見を有する 10 名以内の委員で構成され、第三者的な立場から審査請求の事案の審議、その他の個人情報の保護に関する重要な事項について、調査審議等するために設けられた知事の附属機関です。

キ 苦情の処理

個人情報の取扱いに関する苦情に対して、適切かつ迅速な処理に努めます。

ク 個人情報保護窓口の設置

個人情報の保護に関する相談及び案内、保有個人情報に対する開示請求、 訂正請求及び利用停止請求の受付その他個人情報の保護に関する事務を行う ため、個人情報窓口を設置しています。

知事においては、県庁内に総合窓口(情報公開コーナー)、地方機関、振 興局ごとに地方窓口を設置しています。

議会においては、県議会事務局総務課に、公安委員会及び警察本部長においては、警察本部情報公開コーナー及び各警察署警務課に窓口を設置しています。

また、地方公社及び県立医科大学については、それぞれの機関に窓口を設置しています。